

平成19年12月伊賀南部環境衛生組合議会第154回臨時会会議録

平成19年12月26日（水曜日）

議事日程

平成19年12月26日（水曜日）午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第13号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について
- 第5 議案第14号 伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第15号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

梶田 淑子	中岡 久徳	橋本マサ子	福田 博行	藤島 幸子
宮崎 由隆	桃井 隆子	山下 松一	吉住美智子	

欠席議員

坂井 悟

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
副管理者	伊藤 経人	収入役	森岡 繁一
事務局長	山崎 幸雄	廃棄物処理担当監	柳嶋 正範
総務担当参事	前田 國男	総務担当参事	城山 廣三
業務室長	名和 健治	清掃工場建設室長	夏秋 佳生

事務局職員出席者

書記長 中野 栄蔵 書記次長 高嶋 和子
書記 小島 敏孝 書記 岩本 靖之

午後 2 時開議

(福田博行議長席に着く)

議長 (福田博行) ただいまから平成 19 年 12 月伊賀南部環境衛生組合議会第 154 回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 (福田博行) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、橋本マサ子議員、山下松一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長 (福田博行) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (福田博行) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決しました。

日程第 3 諸般の報告

議長 (福田博行) 日程第 3、諸般の報告をいたします。監査委員から平成 19 年 11 月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 4 議案第 13 号 平成 19 年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算 (第 3 号) について

議長 (福田博行) 日程第 4、議案第 13 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者 (亀井利克) ただいま上程されました議案第 13 号、平成 19 年度伊賀南部環

境衛生組合一般会計補正予算第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容は、職員の人事異動等に伴います人件費の精査等でございます。まず、歳出についてご説明申し上げます。議会費の報酬、旅費におきまして、2万7,000円の増額でございます。総務費の一般管理費におきましては、人事異動に伴う人件費の精査等で、792万6,000円の増額でございます。次に、環境衛生費におきましても、人事異動に伴う人件費の精査等で、収塵車管理費で2,260万6,000円の減額、ごみ焼却場費で2,024万3,000円の増額、最終処分場費で267万円の増額、清掃工場建設費で949万5,000円の減額をいたしております。

次に、これらの財源といたします歳入でございますが、財産収入で17万円、諸収入といたしまして、過年度分市有物件火災共済金等で99万5,000円を計上いたしております。その結果、名張市及び伊賀市にご負担いただいております分担金は、名張市分を363万3,000円、伊賀市分を117万円、それぞれ減額いたしまして、合わせて480万3,000円の減額といたしております。これらによりまして、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ46億3,187万1,000円となっております。以上が、今回、計上させていただきました補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（福田博行） これより質疑を行います。本日の質疑は、会議規則第43条の規定により質問回数は3回までとなっておりますので、その点よろしく願いをしておきます。

橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 補正予算にかかわりましてですが、今回のご提案は人件費の精査というふうなことでございます。その中にはそれぞれの項目があるわけですが、新清掃工場建設費という項目もございます。これから新しい新清掃工場でいろいろ処理がされていかれるわけですが、この新しい清掃工場での処理にかかわって、これは伊賀市さんと名張市とで広域で組合を運営して行っているというふうな観点からお聞きをしたいというふうに思うわけです。けれども、これは最初には副管理者の方への質問になろうかというふうに思います。と申しますのは、三重県の方でRDFの引分量が非常に高くなっているというふうなことを聞いておりますけれども、この状況がどのようになっているのかというふうなことと。それから併せてこの三重県の方

の引受が今後、将来的にずっとなされるかという、その辺の保障がないようにも聞いておりますので、その経緯をお聞きしたいというふうに思います。で、私がなぜ心配しているかと言いますと、そのRDFの処理ができないことによりまして、その伊賀市さんのこれからの取り組みが、あるいは今新しく清掃工場をつくっているわけですが、そちらの方に搬入するとか、そういうことにならないのかどうかという心配をしているわけです。けれども、その辺について、現状どのように考えていらっしゃるのかというふうなことをお聞かせください。併せてですが、今、伊賀市の組合ではRDFの処理をしていただいています、伊賀南部と処理の法方が違うわけですが、トン当たりの処理量がどれ位になっているかというふうなことも、併せてお聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（福田博行） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） 伊賀市のことでご心配をいただきまして誠に有難うございます。

新聞に出ておりましたようにですね、県のRDFの発言からですね、平成29年以降は撤退するという発表をいたしました。このRDFをつくっている県内の市町は、現在合併後で14ございましてですね。その14市町が、県下で29ございますから約半分が、ごみからRDFをつくっているということでありまして。そこで協議会というのをつくってございまして、正式に協議会は首長で構成をしているのですが、そのところではまだ正式にですね、県の方からですね、報告と申しますか、そういう協議会ではなくて事務レベルでこういうふうにしたいというふうなことをですね、事務方を寄せまして発表したと。それが新聞には出たわけでありまして。また、現在この南部環境衛生組合で約2万円くらいだと思います、1トン当たりのごみの処理費。RDFにしますと、ごみ1トン当たりで3万5,000円くらい、実はかかっているわけでございます。で、RDFにしますと、40パーセントぐらいにキロ数が減ってまいりますので、RDF1トン当たりにはですね7万円位、RDFの1トン当たりの処理費が約7万円、実はかかっておりましてですね、結構高くついております。

今、この差につきましては、現在南部さんでお世話いただいております焼却炉につきましてはですね、何と申しますか、従前の炉で焼却をお願いしていただいておりますが、そういう関係もありましてランニングコストは相当開きはあるんですが、将来。従いまして、伊賀市といたしましては、伊賀市内のごみをどういうふう処理していくかということにつきましては20年度から協議を開始する予定になってございます、

来年度から。従ってですね、一般廃棄物の処理計画は5年間のやつでございますので、RDFはそれ以降ということになりますものですから、次回の一般廃棄物処理計画に出て来るといってございましてですね。従って、青山で建設をしていただいております焼却炉につきましては青山の分とですね、名張市さんの分との合計した量が処理できるだけの大きさということでもありますので、そのところひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 非常に、RDFにいたしますと高い費用がかかっているんだなというふうに思いました。先程のご答弁では青山の分と名張市の分というふうなことで、それ以外のところのごみについては今つくっている、建設している清掃工場には持ち込まないというふうなことを言明していただきたいというふうに思うわけですが、その辺のはっきりしたお答えをもう一度いただきたいというふうに思います。それで今後の取り組みになるわけですが、名張の場合は容リプラの取り組みを今しておりますが、伊賀市さんの中のその青山の地域はどうなるのかなというふうなこともちょっと心配をしているのです。けれども、その取り組みとそれから全体にわたっての、これは名張市の施策になるかというふうに思うわけですが、全体にもかかわってくるというふうに思うわけですが生ごみの堆肥化について、また草木類も計画にはあるわけです。けれども、その辺の取り組みが現状どのようになっているのかというふうなことについて、もう少しお聞きをしておきたいというふうに思います。その点、お願いいたします。

議長（福田博行） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） 前段の問題については申し述べたとおりでございまして、容量そのものが伊賀市の青山地域と名張市さんの分だけの容量でございますから、そこへ持ち込んでですね、言ってみれば青山以外の伊賀市のごみをですね、そこで処理してくださいということではございません。生ごみ、名張市さんのことは私ちょっとよくわからんのですが、伊賀市の堆肥化につきましてはですね、それぞれの地域、地域でお取り組みをいただいておりますような状況でございまして、そこに組み込んでいただいている地域につきましては一定の支援を行政としてしていると、こういうことでございます。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（前田國男） 名張市におきます生ごみ、草木類等の堆肥化等の取り組みにつきましては、現在、先進地の取り組み状況等、具体の状況を勉強させていただきまして、鋭意検討をさせていただいている最中でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 先程、青山と名張以外の分は持ち込まないというふうなことで、それは容量が、その容量しかなくなってというふうなご答弁でしたけれども、これからやはり生ごみや草木やあるいは本当に徹底した分別がなされてきますと、ごみは大分減ってくるというふうに思うのです。で、そうなった時にどうなのかというふうなことも心配はしているわけなのですけれども、その辺でもし現状のお考えがあればお聞かせいただきたいのですが。現在ではそこまでごみが減ってないということで、その容量を基本にさせていただいているかというふうに思うわけですが、これから先、随分とごみが減るのではないかと。私達が求めているのは、その勿論、生ごみの堆肥化とか、それから草木類もチップ化していくというふうな取り組みも、今私どもではシルバー人材センターさんでも非常に苦慮してね、油も上がる中でやっぱり自分達で何とかしなければいけないということできまざまな取り組みをさせていただいているようには聞いているのですけれども、そういうふうな取り組みをしていく。それから勿論、産業廃棄物もそうなのですが、事業系のごみも計画をしていただきながら減らしていただくというふうなことを含めますと、随分とごみは減って来るというふうに思います。で、これから将来的にというふうなことを考えた時に、その辺の心配がまた私どもの頭を、脳裏をめぐらすわけなのですけれども、その辺について、はっきりと今の現段階のことをお答えいただきましたけれども、将来的にもきちっと、やはりその辺を担保していただきたいというふうなことをお願いしておきたいというふうに思います。あと、容リプラの問題について、名張は今取り組むように、今鋭意取り組んでいただいておりますけれども、青山地域の方でどのような様子なのかなってというふうなところ、容リプラについてご答弁がなかったというふうに思いますので、その辺についてお答えをいただけたらと思います。

議長（福田博行） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） ごみ減量は、これは皆の願いでございますのですね。R D Fにいたしましても、ごみそのものが減量することによって製造コストが安くなってくるということでもありますから、10年先はどうなるかちょっとよく予想もつきにくいで

すが、少なくともRDFをつくっている間につきましては、南部環境衛生組合さんの
炉で伊賀市のごみを燃やしてくださいということは申し上げません。そういうつもり
はございません。それから容リプラの問題ですが、ちょっと遅れているのですが伊賀
市も今後取り組む予定でございます。

議長（福田博行） 他に質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結します。

これより、議案第13号について採決いたします。本案は、原案のとおり決するこ
とに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第5 議案第14号 伊賀南部環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

議長（福田博行） 日程第5、議案第14号を議題といたします。提案理由の説明を求  
めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第14号、伊賀南部環境衛生組合職  
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の  
ご説明を申し上げます。

本議案は、職員が育児休業により職務を長期に離れることなく、小学校就学の始期  
に達するまでの子どもの養育が可能になることを目的として、育児短時間勤務制度等  
を導入する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所  
要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由のご説  
明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。よって議案第14号は、原案とおり可決されました。

日程第6 議案第15号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（福田博行） 日程第6、議案第15号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第15号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、中間処理施設であります焼却場等でのごみ処理の負担と負荷の軽減を図り、最終処分場の延命化に寄与するため、さらなる廃棄物の減量及びリサイクルを推進させ、また当事者意識や減量意識の高揚を求めることなどにより、循環型社会の形成を目的に、家庭ごみの指定袋方式による有料化を実施するための条例改正をお願いするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 以前にも何度か質問をいたしておりますが、今回、こういった形で条例の提案がなされた中でもう一度再確認したい部分があります。この条例を制定する目的はあくまでもごみの減量というふうの前にお答えいただいております。そこで疑問に思いますのは、なぜその伊賀市青山地域と名張市と、この金額、大きい袋45リッターで比較しましても20円と68円のこの差。それがどうしてもこれ、名張市の住民の皆さんの多くにも納得がいかない部分でございます。もう一度きちっと説明してください。それから、ごみの減量が目的だったら、青山地域が20円でも減量が図れるのですから名張市の住民の人にも20円で減量は十分に図れると思います。68円だから減量が図れる、そういうものじゃないと思うのですね。若いお母さん達、なんと申していますか、分かっておられますか、市長。あのね、ごみを1回捨てるご

とに68円、それ捨てると思ったら本当に私達にとったら大変な無駄をするように思っ  
てならない。有料化ってということで実施されて、20円でも私らはもったいないと  
いう感じがする。だから20円でも十分に、何とか資源ごみを沢山出して、そしてご  
みを減らして行く努力をするのに、なぜ、そんな68円っていうふうにされるのかな  
って、そういう疑問を持ってられますので、その辺をきちっとお答えください。それ  
からこの実施時期ですが、なぜ20年4月から名張市は実施、そして青山地区は21  
年1月なのですか。伊賀市の方の取り組みが少し遅れていたのやと今議会で、そ  
ういった今日も伊賀市長はきちっとお答えになっておられました。しかし、伊賀市さ  
んの場合は今日も聞かせていただいて、さすがに住民自治基本条例を制定している市  
だなと。議会では決めて、決めたことであってもきちっと住民の所に、本当に説明に  
入って納得行くまで十分な手立てを踏んで行くと、それから実施していくというふう  
なお答えでした。やはり、これが大事だと思うのですね。住民が納得していくって  
いうその手立て、そこの所が名張市は何か中途半端に終わっているのですね、今。だか  
ら、住民も納得していません。だから、そういうところがどうなっているのかって。  
前に伊賀市さんの方は新清掃工場ができてからということで、21年1月っていうふう  
にお答えいただいております。その時私は、名張市も同じように新清掃工場ができて  
からにしてくださいって申し上げたはずですが、このこともなぜ20年4月に名張  
はこだわるのですか。もう少し十分な手立てを踏む期間、遅れてもよいのじゃないで  
すか。遅れてならない理由はなんですか、お聞かせください。やはり、この問題につ  
いては桔梗が丘地区の、その今ひとつ名張でも大きく反対の、いろんな面で反対の運  
動が起こっております。ここは、桔梗が丘地区の方は最初ステーションのことにつ  
いていろいろ話が出てきてステーション反対。ごみの減量は、各戸収集の方がきちっ  
とした実績があげられるということで話が出てきたのですね。ところが他の地域にこ  
ういった説明に入った時に、有料とかステーションとか分別、こういうことはみんな一  
体ですと、名張市のアクションプログラムで一体ですとおっしゃってた。じゃあ  
ね、その一体で行くといっておきながら、これ桔梗が丘の合意とかステーションの問  
題も解決つけないと有料は行わないのですねって聞いたときには、行いませんって答  
えておきながら、もうこの条例が出てきました。じゃあ桔梗が丘地区の合意は今どう  
なっておりますか。前にもお聞きしました。もう一度お答えください。どうなってお  
りますか。1回目、これで終わります。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 梶田議員のご質問の中で、そのなぜ金額が違うのかというこ  
とでございますが、議員ご承知のとおり、当組合は特別地方公共団体でございます。普  
通地方公共団体を基礎として派生的に形成される特殊な公共団体でございます。し  
かも一定の限られた範囲の事務のみを所管するに過ぎないものでございます。

当組合の議員さんにおかれましても、両市より選出され、それぞれの市の住民の皆様方の意向を反映した形で組合が運営されているところでございます。今回の料金設定、有料化の時期等につきましては、構成市の行政事業や将来のごみ処理方式を踏まえた施策に基づいて設定されたものでございまして、そういう要望も出てございますので当組合といたしましても両市の要望をお聞きしたと、こういうことでございます。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（前田國男） ステーション化への全市的な移行にかかわって、桔梗が丘地区のご理解の程についてのご質問をいただきましたが、これにつきましては先月桔梗が丘地区との打ち合せと申しますか、相談の場を持たせていただきまして、また年明け早々再度の打ち合せを持たせていただきまして、ステーションの弾力的な設置基準の運用の中でご理解を賜ってまいります。この努力を年度内にさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） この金額の違いについては、何か構成市のそういったところを優先にして、事務を所管するだけって、そういったことをおっしゃいました。が、これ伊賀南部組合事業の、この組合ってというのはね、法律で認められた県の認可も取ってきちっとした地方公共団体です。一つの自治体です。ですからね、その中で、こういった金額の不平等、こういうことを本当にしていいかどうか。そういった議論もない中で、ただ構成市がどうの、そちらがどうのって、そんなものと違うのですね。話し合いの場ってというのがもっと必要じゃないですか。でも、そういうことは私には見えてこなかったんで、住民の人からはそういう疑問をまだ残したままなのです、これね。それから、じゃあね名張市が20年4月から実施しなければならない理由は何なのですか、それ聞かしてください。青山地区は新清掃工場ができてから住民の方へのそういった説明も入って行く中で、本当に容リプラの問題にしても有料の問題にしても、伊賀市さんの方はこれから問題点も出て来たり、どうなって行くかっていう状況がまだ分からない段階なのですね。でも名張市の方はね、じゃあなぜ急ぐのですか。同じように新清掃工場ができてから、または伊賀市さんの方のきちっとした期日も決まって、それに合わせられるようにね、一つの組合事業なのですから日にちを合わすということがなぜできないのか。これは一つの大きな疑問です。ごみの減量が目的なのですから、有料にしていくのに何もね、合わしたら良いじゃないですか。今、これ有料にしてもどうしても、住民に税外負担をかけて徴収して行かなならんっていうこと、一言もおっしゃっていませんね。減量が目的なのでしょう。そしたら拙速に、慌ててする必要ないじゃないですか。伊賀市青山地域と同じようになぜできないのか。その点ね、お答えください。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（前田國男） この家庭ごみの有料化の実施に当たりましては、これのいわゆる計画を持たせていただいたその段階で、素案の段階で、また案の段階で各地区説明会、私ども実務担当者、さらには案の段階では市長も出向かしていただいて、住民の説明会を十分に持たせていただきまして、議会でご議論いただいて、またご承認も賜わって参って、本目標の20年4月とお決めをいただいた、こういった状況でございます。この20年4月につきましては、アクションプログラムに掲げてございました。なぜ家庭ごみの有料化等の施策が必要かといった中で、人口が減少傾向にある中でも名張市のごみ総排出量が増加傾向にある中、また最終処分場の極度の逼迫状況を解消をさせていただくべく取り組ませていただこうと、このように住民の皆様方にも説明を申し上げ、ご理解も賜わって参ったところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思いますのと、併せて本条例案が決定いただきましたら、のち翌年になりますが、明年改めて有料化にかかる住民の説明会も十二分に持たせていただこう、またご理解も賜って参ろうと、このように考えているところでございます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） いつも部長のお答えはね、自分に手前勝ってのお答えばかりなさっているのですね。住民の説明会に入ってね、本当に市長が自ら何回も何回も行きましたか。行ってないでしょう。第一、部長自体もプラスチックの分別の話になった時は自分があちこち行けないでしょう、一日に何か所も行っておいて。4か所も5か所もしていたじゃないですか、皆、担当に振ってね。違う担当部の人も行っていたでしょう。その時に68円の議論もされておりません。その話が出て、責任持った人間がそこにいなかったら答えられてないのですね。だからそういうね、何か、しかも十分にやったような言い方なさらないでください。それから、桔梗が丘との話し合い。これね、今も何てお答えしているのですか。年度内になって、年度内にどうしてできるのですか。これ、もうすぐに年が変わるのですよね。これ、桔梗が丘の方と先月打ち合せをしたって。それ、打ち合せの段階で何があったのですか。各戸収集するのやったら百軒を1か所のステーションにして、そして戸別に希望する人は運んであげます。で、80円負担しなさいとかね。そういうお話を持って行って、何言うてくるのやっって言われて、文書でもって答えをちゃんと持って来いって言うておいたのに、まだ文書も来てないと。だからいつも私ね、前田部長に言うのですね。すぐに対応してくださいよ。あくる日にでも動きなさい。それが抜けているでしょう。いつも怒らしてしまうのですね、住民の方を。そこが足りません、いつもね。そして議会の場では、しかも何回も何回もちゃんとしたことやっているように答えていますけれどね、私らは議員でいつも末端の市民の皆さんの中に入っているのです。いろんな情報を聞かせていただいております。だからまた、こんな変な答弁しているなって思うようなことが多いのですね。本当に住民の皆さんが納得いくように説明をして、そして十分な手立

てを踏んでこういうことはやっていただかないと。税金以外にね、有料にして税外負担を取るっていうことは、本当に法律でもきちっと条例化して、住民の合意のうえに立ってやるべきことであるっていうふうにならなれているのですよね。ここの手立てが全然できてないのです、名張の場合は。だから私は、この伊賀南部のここでこの条例を拙速に出して来て、そして今もアクションプログラムでどうのこうのって、一定の方向って、こんなのごみゼロアクションプログラムなんてね、法律的にこれ絶対にせんなんのと違うでしょう。基本計画でしょう。2007年から始まって5年間でやる計画じゃないですか。そんなのもってね20年4月って、そんなの20年4月にせんなんことないじゃないですか。その辺のところは納得いきません。だから、そんなことは答えになりません。なぜ、こんなに急いで20年4月、4月っていうのですか。そこをもう一度きっちり、分かるように説明してください。伊賀市の青山さんと実施時期、それ合したらどうなのですか。なぜ合わせられないのですか、その理由がね、はっきりと。なるほど、それだったらしかたがないなっていうふうにはならないのですよ、今のお答えでは。最終処分場がどうのこうのってね、そんなの初めから分かりきったことですよ。この新清掃工場建てるときから分かっています。そういうことを踏まえて、きちっと計画を出して来て、今何でも燃やせるっていうことで、三機工業に今してもらっているのでしょう、1,400度から1,500度。だから、その容器包装プラスチックの分別は本当に今、時代の中ではこれはもう燃やすべき、サーマル方式を取り入れる方がいいっていうふうにならね、どことも言っているじゃないですか。そういう中で、どうしてこんなことがもう早々と見切り発車みたいにしていくのですかって、こんな疑問残したままね。これ、住民の皆さんに疑問を残さずにちゃんとやっていけていると思いますか。これ、管理者お答えください。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） この件につきましては、この計画をつくって後にですね、私も住民の皆様方のもとへ行かしていただいて、そして説明をさしていただいて、そしてそれよりまだきめ細やかな説明をとということで各地区ごとの説明にも担当が入らしていただいたわけでもございますので、これからもまたそういう要請があれば行かしていただいていくというところがございますので、このことにつきましては今後ともその説明は徹底して、納得をいただくように努力をいたして参りたいと、こんなふうに思っております。

それから、時期の問題につきましても、これもその時をお願いを申し上げて来たところでもございますけれども、議員は、財政的に厳しいやろでと、そういう答弁をお求めになっているのかわかりませんが、しかしですね、これはすべての問題はやはりそういうことではなしに、結果的にそういうことになるようにということの中でそれぞれこれまで取り組んで来ました。学校給食の問題、図書館の問題、その他の問

題も全てでございませうけれども、やはり今まで以上のそういう効果が得られると。そんな中で財政的にはですね、結果として潤う結果となると。こういうことでこれからも臨んで行きたいと、こんなふうに思わしていただいているところでございます。

桔梗が丘地区さんの問題につきましては、これからも努力をいたしてまいるわけですが、議員がご所見述べられましたその補助の問題であるとか、それは誤解のないようにでございますが、これはごみの問題ということではなくして福祉のいろんな問題の中で狭間の部分が出来てきているわけですね。それに対するいろんな取り組みに対してモデル事業としてやって行こうかと。こういうことの検討でございますから、ごみをどうこうっていう、そういうそれが目的ということではないということはお理解をいただきたいというふうに思います。

議長（福田博行） 藤島幸子議員。

議員（藤島幸子） 昨日、伊賀市議会さんで一般廃棄物処理計画が可決されたということでございます。青山を除く伊賀市さんと伊賀南部での処理方法が、ごみの処理方法が異なるわけですが、このごみの減量、またリサイクルっていう考え方につきましては、先程、補正予算での質疑の中でご答弁がございました。分別っていう取り組みも強化されて行くのかなっていうふうにも受止めたわけですが、その中で容リプラの取り組みについても、伊賀市さんとしても今回も取り組んでいくということがお答えがございましたけども、いつから取り組んで行かれるつもりでいらっしゃるのかについてお答えをいただきたいとします。

議長（福田博行） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） 実施は22年度の予定をいたしております。

議長（福田博行） 藤島幸子議員。

議員（藤島幸子） わかりました。この青山と伊賀市さんの中におかれましては、青山を除く伊賀市全体の中で処理の方法が違うということですが、この処理計画の中でも、またこれからの伊賀市さんの取り組みとして、ごみ減量というそういうことに力を入れて行かれると思いますけども、その中で青山に対して、また処理方法が違う中で青山の中のその減量についてカバーをされて行くという、そういうところへの取り組みについてお答えをいただきたいとします。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（城山廣三） いずれにいたしましても、先程の容リプラ、あるいは有料化、それからごみの収集等につきましては地元の意向を十分踏まえながら今後して行くと。そういうことになりましたら、先程市長が分別のことも申しあげましたけれども、この私どもが、昨日、伊賀市一般廃棄物処理基本計画ごみ編を可決いただきましたけれども、具体的には載ってない今後の問題っていうことで記述もあることもございますので、今後の問題だというふうにとらまえております。以上でございます。

議長（福田博行） 藤島幸子議員

議員（藤島幸子） 今後の取り組みの問題だということでございますが、循環型社会形成という国の大きな流れの中で、これは是非とも青山もしっかりとしていたただきたいということを要望して質問を終わりたいと思います。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 条例にかかわって幾つかお聞きいたします。この中に、前にも私は申し上げたんですけども、住民の協力義務はあるけれども事業者のことについて載ってないというふうなことで、その事業者の方々の協力についてはどうなっているのかということをお聞かせください。

それから、この条例の一番最後の方にあります、細かいことを避けていきますけれども、条例の最後の方にあります検討というところの、4番目ですね。管理者は新条例の施行の状況、実施効果等について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするというふうなうたわれています。で、これ、有料化して減量できるのだというふうなことですとこの間言ってきているわけですけども、この有料化して減量化できることについて、その実施効果を踏まえて所要の措置を、必要があるときは必要な措置を講ずるということではなんらかの違う形を整えて行くのかなというふうに思いますが、この実施効果をどう見ているのかということですよ。それと併せて、その所要の措置とはどのようなことを考えておられるのかというふうなことをまずお答えいただきたいというふうに思います。と言いますのは、この条例というのは本当にこれからの組合での今後の方向性をしっかりうたって、その線に添っているような施策を進めていくというふうなことを決めていく中身であるにもかかわらず、このように不安定な文言を入れるということはいかななものかなと思いますし、勿論、それは何年か後にいろいろ改正していくというふうなこともあろうかというふうに思いますけれども、こういう状況を条例にうたうということはいかななものかと思えますのと。併せて、やはり当局が非常に揺れ動きながら前へ進んでいるのかなというふうに感じるのは、このようなものを条例にうたいながら先般の議会では8,000万円の債務負担行為を認めたというふうな、私は反対したんですけども認めたというふうなことは、ちょっと矛盾している部分がありますのでね。その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうかというふうなことを、まずはお聞きをしたいというふうに思います。

それから、今の藤島議員のご答弁に対して、全協の中でこれは副管理者もお答えになっていたわけですけども、地元の意向がなければ前に進まないということですよ。で、分別の取り組みについては、容リプラの取り組みについてはやはり同じように実施していかないと、炉の受け手というふうなことではうまくいかないのではないかというふうに思うわけですが、それが例えば実施は22年度というふうにと

おっしゃいました。で、青山地域については地元の了解を得てからというふうなことでございました。そこら辺のいつ頃かというところがわからない中で、名張の方は来年の4月からきちっと実施をしていくというふうな方向性があるわけですが、そうしますと本当に新しい新清掃工場を運営していく中で整合性がとれた形になるのかどうか。あるいは青山地域で集められた物は全て容リプラが実施できないのであれば、それはどのように処理をされて行くのかなという心配がよぎるわけですが、その辺についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかというふうなことをお聞かせください。

議長（福田博行） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） この組合の炉で焼却をお願いするのは、この条例にうたっておりますように21年1月1日からこの料金を決定するわけです、伊賀市の方は。従ってですね、それまでに分別の方法もですね、環境衛生組合と、名張市さんと同じ方法にですね、合わすべく地域住民の合意を得ていきたいというふうに思っております。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） それでは私の方から事業者についての規定が条例でないやないかという話でございますが、事業者につきましては廃棄物処理法におきまして自ら責任をもって処理すると、こういうことになってございまして、名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例におきましてもその旨が規定されているわけでございます。これは伊賀市の条例にも同じような事業者責任というのをうたっております。従いまして、私どもの伊賀南部環境衛生組合でうたうかどうかにつきましては、今後、他市の状況や処理方法の検討もしながら新清掃工場稼動時までは条件整備をしていきたいと、このように考えているところでございます。それから、条例の附則の件の、新条例の施行状況あるいは実施効果等について検討を加え、必要があると認める時にはその結果に基づいての措置を講ずるということではございますが、これにつきましては今この有料化をしてみても減量効果がどうなっているのか、この辺も含めて検討を加えて、その後について価格の見直し等についても行っていくと。こういう観点から、この条例の附則で書かしていただいたわけではございます。

それからもう1点、伊賀市青山区域についての、その名張は20年4月1日からということで今試行させていただいているわけではございますが、青山地域につきましては先程も管理者が申しましたとおり22年ぐらいになろうかと、このようなことでございますので当然燃やさないごみとして処理をしていきたいと、このように考えてございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 事業者については自ら責任をもってというふうなことはきちっとそれは位置づけられているわけですが、なかなかそれがそのように実態的になっ

ていないという点でやはり条例できちっとした点でうたっていただきたいというふうに思うわけですし、また計画なども、減量計画などもつくらせるようお願いしたいというふうに、新清掃工場が稼動するまでにというふうなことですけれども、こうして条例を改正するのであれば1日も早くそれらも網羅して行くほうが私は大事ではないかというふうに思います。意見だけ、この件については申し上げますので今後の取り計らいを是非、緊急にお願いしたいというふうに思います。

それから、実施効果をどう見るかというふうなことでは、その実施効果を見て価格の、これからの検討も加えたいということですが、今、本当に喧々囂々と議論をしている最中ですのでね、この経過、実施効果についてはもっともっと周辺自治体なり、あるいは全国的なところを検討していただいて、本当に減量化に十分成功しているところは、じゃどういうふうな自治体が成功しているかということをもっともっと検証して、研究して、方向性を出すべきだということで、私は先般の名張の一般質問になるわけですが実態を示してお伝えをしたわけですが、そういった取り組みですね、研究の取り組み等は、検証の取り組み等はその後、私達が提案させていただいた内容も加えてどのようになっていますでしょうか。できているのでしょうか。その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 名張市議会でご質問がございまして、その後、久喜宮代衛生組合の廃棄物の処理及び再利用に関する条例等を見させていただいたわけでございます。その中でも事業者の責務も入ってございまして、多量に排出する事業者につきましては一定の計画を出さずとか、そういうことも今分かったわけがございまして、今後、このことにつきましても順次検討を加えて参りたいと、このように考えているところでございます。ただ、その多量排出事業者については、この組合では月平均1.5トン以上の事業系廃棄物って、こういう規定もされているわけがございしますが、これにつきましてはいろいろ指示、検討を加える必要もございまして、事業系のごみの減量につきまして今後こういうことも視野に入れて考えて行きたいと、このように考えているところでございます。

議長（福田博行） 総務担当参事

総務担当参事（前田國男） 名張市における一般質問等の中で議員からご紹介もいただきまして、ご質問いただきましたことにつきましては、本アクションプログラム、これで今後とも進んでいくという計画ではございませんで、3年を一定の期間とさせていただいた今回のアクションプログラムでございまして、今後の見直しまたは先程の条例の附則第4項に定めております検討の中に、十分他市の実例等も研究させていただいて、生かしてまいりたいと、このように考えてございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 今のご答弁ですけれども、やはり新しい部分に踏み出す、特にこの住民の方に対して、ごみの有料化っていいですか、負担を求めようというときには本当に慎重にさまざまな研究、検討して、前に向けていかないといけないというふうに思うわけですが、始めてから手直しをするというのではなくて、始める前にもっともっとやはり研修、研究していくというふうなことをずっと私どもは求めて来たわけですけれども、本当に短期間の間にそういう方向性を出すということについて、私は異論を唱えておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、先程の全員協議会の中でご答弁いただきました条例の議案は本来1週間、前に提出するのが当然であります。けれども、伊賀市の議会の動向もありまして前日になったというふうなお答えがあったかというふうに思うわけです。で、そういう面ではなぜ今になって、何かこんな所の議論をしているのかなって私どもは思うわけです。当然、管理者と副管理者が双方の代表としていらっしゃるわけですので、この間の取り組みについては十分な意見交換をしながら私達に提案されているのだろうなというふうに思うわけですが、その辺が一致されていないというふうなことについて、例えば考え方の違いもあるのかもわかりません。梶田議員からもおっしゃっておられましたけれども、副管理者の方では議決しましても了解済みの了解がなければ実施しないよってというふうなお答えだったかと思えますけど、管理者の方は二元代表制だからこれは執行部と議員に委ねられているのだというご答弁だったかというふうに思いますが、その私達議員は市民から選ばれているかも知れませんが、組合議会の議員ってというのは議員の中で調整されて選ばれてきているわけですので純粋にそれが当てはめられるかと言いましたらそうではないというふうに思いますので、この辺はやはりしっかりと見ていかなければならないだろうなというふうに思うわけです。

それでもう一つ、ちょっと不信に思ったところがあるのですけれども、聞くところによりますと管理者の方から副管理者宛にその、副管理者である市長さん、伊賀の市長さんにですね、有料に対するお願い文書というのを出されたというのも耳にしているわけですが、なぜこのようなことが行こるのかなって。先程来からずっとお聞きしておりますと、管理者と副管理者の意思疎通が十分でないように思うわけですが、この間の取り組みですね、やはりこの辺は十分是正していただいて、本当に組合議会ですので、一つのものとしてきちっとした形のものを私達議員に提案していただきたいというふうに思うわけですが、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。お聞きをしておきたいと思えます。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） 私ども基礎的自治体では、こういう方向でごみの有料化を実施しますという報告を伊賀市さんの方へ出させていただいたと、こういうことでございま

す。

議長（福田博行） 他に質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。梶田淑子議員。

（議員梶田淑子登壇）

議員（梶田淑子） 私は議案第15号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例の件につきましては、前の議会にも住民からもこの条例に反対する大きな署名がおこっておりました。その署名は否決はされたものの、その中の内容にもありましたように本当にこの条例は法の下で考えたときにこれでいいのかなっていう疑問を残しております。まず、条例制定権は憲法の授権に基づくものでございます。条例は法律の範囲内で憲法第94条、国の法令に違反しない限りにおいて地方自治法第14条第1項で認められるものであります。

次に国の根本体制、根本秩序を定める法規である憲法では、第14条で全ての国民は法の下で平等であって差別はされないと定められております。この差別をされないということは差別を内容とする法律行為は無効とする意味でもあります。これから考えても、今この条例の中で出されている名張市と伊賀市青山地域とのこの二つの差。有料袋の金額も45リッターでもって比較をしても名張市は68円、伊賀市青山地域は20円。そして、この有料対象、燃えるごみと燃やさないごみ。そして、燃えるごみだけが青山地域。ここもね、本当に有料対象の部分も違うわけなんですね。それから実施時期、何度も申し上げましたが名張市は20年4月、伊賀市は21年1月。これ程の差別、これ本当に差別を内容としております。こういうことを本当にしていいかどうか。この辺のことを私は疑問に思います。また、地方自治法第244条第3項には平等原則が定められております。平等原則、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。同じ一つの炉にごみを処理するのになぜこれだけの差があるのか。これこそこの平等原則を欠いていると思います。

また、住民説明会の説明も、管理者は先程、議員はその財政の財源のところをもっていきたいと思って質問されているっていうふうにおっしゃいましたが、しかしそれ

は大事な部分なんですよね。市の財源と関係する部分もきちっと住民の説明会では説明されるべきです。例えば、容リプラの分別をすることでどれだけの支出を伴うか。そういうことも一つもされておられません。パッカー車を試行で1台回すのに1,500万。これ一つから見てもね、何千万というお金がいるわけです。中間処理もしなければなりません。だからね、いった財源の部分もやはりきちっと住民には説明が必要だと思います。伊賀市さんの方でも青山地域にこれから説明に入られると思いますが、その辺もね、この分別をすることでどれだけの支出が伴うかということで、これ市民の税金を使うわけですからきちっとした数字を持って、説明に望むべきであると思います。名張市は、それをしてなかった事が、一番ここに市民から疑問に思われる点です。本当にこの容リ法の関係からしましても、基本方針の中の地方公共団体の役割にある負担の公平支出から本当にこれは逸脱しているっていうふうに私は思っております。このままこれを実施することで、もしこのような差別条例が、本当に住民の方から行政訴訟で訴えられたときにこれに絶えられるでしょうか。その辺も十分にお考えいただきたいと思います。

有料というのは税金以外にお金をこれから集めることですね、住民から。この税外負担っていう、こういう本当に住民に負わすこの負担の部分が出て来たときにはやはり法律にのっとって、住民の合意を得る中で条例を制定して行かなければなりません。しかし、今名張市の場合は住民は合意しておられません。合意していれば桔梗が丘地区のような反対、そういったこととか、また前の議会に出て来たようなそういう請願、そういうことが起こるはずないと思うんですね。

8,000人近い人が本当に短期間で署名をして、この条例のことについて反対の声が上がっております。ですから、こういう状況を見てもね、桔梗が丘は名張市の本当に人口の沢山の人を持っている大きな、1万ぐらいの人口のある一つの地区です。そういうところの区長会、そして地域づくり委員会の方たちから、このことについての沢山の疑問がなげかけられているところが本当のことですね、管理者。そういうことからしてもね、私は議員として今これを簡単に認めてしまっているのかなど。別に今、慌てなくっても、まだもう少し、本当に何度も申すようですが伊賀市青山地域と日にちを合すことでね、それまでの期間もっと十分に名張の市民にも説明ができるのじゃないかなど。容リプラの話も出ましたが、青山地域では22年から実施、名張市は20年。でも、これも大きな住民に負担を負わすことになっていくわけなんですね。そ

ういうことを考えた時に、なぜこれ名張市だけがこんなに拙速に急いでいくのかなど。この条例は伊賀南部組合の中で制定されることですので、ここでは名張市の住民も伊賀市青山地域の住民も平等でなければなりません、同じ構成員です。そういうことを考えた時に、私は今、この状態の中で拙速にこの条例を認めるわけにはいきません。議員各位にもそういったことも本当に受け止めていただきまして、議員として、この法律的にきちっとこれがいいかどうかの、少しでもグレーゾーンやっというふうなところのあるこの条例を議員としては認めてはならないというふうに思っておりますので、議員の各位に本当にお願いたします。議員の責任でもってしっかりと考えていただいて、私のこの反対討論にご賛同いただきますようお願い申し上げます。討論を終わります。

議長（福田博行） 吉住美智子議員。

（議員吉住美智子登壇）

議員（吉住美智子） 私は、議案第15号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

今日、ごみ処理の責任は自治体にあると認識され、処理費用も自治体によって税金で負担されています。しかし、廃棄物を管理する責任は第一義的に発生者、排出者たる市民、事業者であり、市民、事業者が基本的には責任主体であると考えます。こうした責任主体は、自治体のごみ処理という行政サービスを提供する際には負担の公平の原則に立って、応分の負担を行うことが求められています。環境保全や市民の健康への影響を最小限にするため、また自治体のごみ処理経費が上昇している状況にあつて、ごみの有料化はごみの減量化、資源化の促進に有効な手段の一つととらえられております。

また、ごみの有料化は、消費者がごみの出やすい製品の購入を避けるなど、ごみに関する市民の意識や生活習慣を変えていただくことにもなり、ごみ減量化には効果的な手段であります。このことにより、本条例による家庭廃棄物処理の有料化の実施は妥当なものと考えます。また、今回の条例改正による手数料の差異につきましては、本来、統一するべきものと考えますが、一部事務組合として構成市の施策を尊重することによって、それぞれの市の中において市民の公平性が保たれるものと考えます。

以上、私の賛成討論といたします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

（議員橋本マサ子登壇）

議員（橋本マサ子） ただいま上程されております議案第15号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

当条例の改正内容としましては、この間、議論されて来ました域内のごみの廃棄にあたり、家庭ごみに対する指定袋の種類別単価や実施時期などが示されています。しかし、今回の家庭ごみ有料化を導入するにあたっての十分な検証や研究がなされたとは思えません。また、伊賀地域と名張地域との施策の違いがあるというものの、青山地域では住民説明がなされたのでしょうか。名張市では住民合意が得られたのでしょうか。いずれも道半ばの状況であると察するものでございます。私どもは伊賀市の合併に伴い当組合自体の存在について長期的展望に立つての方向性をと問うてきたところでございますが、今になってこのねじれ現象が複雑な問題を生み出しています。私どもはごみ問題の解決、つまりごみの減量に対しては総量でのごみの変化を分析しながら他方面での意識変革が大切だと思っております。特に拡大生産者責任としては、生産者がその製造する製品の耐久性を向上させて材質や成分の表示を行う責任と、循環的な利用が可能になる取り組みの責務が規定されました。このように循環型社会を形成するという基本に立って、総合的な取り組みをしなければ解決はしないことを幾度となく、幾度となく求めて参りました。さて、私どもは他の自治体の調査をした限りにおいても、ごみの減量に当たっての取り組みは住民とともに歩んでいる姿が浮き彫りになっていました。また、書物の中でも審議会や研究機関の意見としても、共通していることは住民合意に対して丁寧な扱っていることです。ごみ問題は全ての住民の皆さんに関係することでございます。より多くの皆さんと意見交換を行いながら、一つ一つ解決の道筋を固めて行くべきではないでしょうか。

今、住民は生活給が保障されない中で住民税の引き上げなどから負担が増え、生命保険を解約したり、借金を積み増すなどして日々をしのいでいます。この上に、医療制度改革や消費税の引き上げも視野に入っており、住民負担増に限界がありません。このような時期に家庭ごみの有料化ありきでなく、ごみになるものを生産販売する業

者の拡大生産者責任を明確にするとともに、大規模の事業所の責任と産業廃棄物を受け入れない対策を一日も早く実行するべきでございます。住民に負担を求めない形での減量化をもっともっと研究し、検討するべきでございます。袋の有料化だけでごみは減量しないということを、私達は調査の中でしっかりと目のあたりにしてきたところでございます。

議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

議長（福田博行） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。議案第15号は、原案のとおり可決することにいたします。

~~~~~

日程第7 議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（福田博行） 日程第7、議案第16号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第16号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、12月31日をもって任期が満了いたします監査委員、辻岡紘一氏の後任として、再度同氏を選任することにつきまして、組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご承知のとおり、辻岡氏は地方行政に豊富な経験と深い識見を有し、また人格が高潔で監査委員としてまさに適任者であると確信し、引き続き委員をお願いするものでございます。何とぞよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第16号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

議長（福田博行） 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成19年12月伊賀南部環境衛生組合議会第154回臨時会を閉会いたします。

午後3時15分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員